附　則

この省令は、令和四年十一月一日から施行し、この省令による改正後の別表の規定（在ラオス、在ドミニカ共和国、在ジョージア、在ブルガリア、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在ロシア、在アフガニスタン、在ザンビア、在ジンバブエ及び在南スーダンの各日本国大使館並びに在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に係る部分を除く。）は、令和四年八月一日から適用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	［略］
	円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	
国地の別 アジア		コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	上海 重慶 瀋陽 香港	広州 青島		スラバヤ チェンマイ セブ ダバオ	メダン 済州 釜山 ダナン ホーチミン	デンパサール ペナン	
国地の別 大洋州							シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド		
国地の別 北米				アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー バンクーバー モントリオール	トロント		
国地の別 中南米		マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ			
国地の別 欧州			ユジノサハリンスク	ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク	エディンバラ		ミラノ パルセロナ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ		
国地の別 中東	ジッダ				ドバイ			イスタンブール	
国地の別 アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	［同上］
	円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	
国地の別 アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	デンパサール ダナン ホーチミン ペナン	
国地の別 大洋州							オークランド	シドニー パース ブリスベン メルボルン	
国地の別 北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル ロサンゼルス	シカゴ マイアミ	カルガリー バンクーバー モントリオール	トロント	
国地の別 中南米		マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ			
国地の別 欧州				ユジノサハリンスク	ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク	エディンバラ	ダュッセルドルフ ハンブルク ミュンヘン ストラスブール	ミラノ パルセロナ フランクフルト マルセイユ	
国地の別 中東		ジッダ			ドバイ			イスタンブール	
国地の別 アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）